

◎新潟県告示第858号

新潟県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年1月新潟県告示第210号）の一部を次のように改正する。

平成26年5月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、<u>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(委員会の構成等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第7条 <u>委員会においては、議事録を作成する。</u></p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 県の機関が行う調達であって、政府調達に関する協定（以下「協定」という。）の対象となる調達に関する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月27日付け知事決定）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、新潟県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(委員会の構成等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p>